

民法総論Ⅱ

科目ナンバリング CIL-102
必修 2単位

長谷川 成海

1. 授業の概要(ねらい)

民法は、私人間の法律関係を規律する私法の一般法であり、市民の生活や経済活動における基本ルールを定める法分野である。大きく、財産法と家族法という領域を含む。

この授業では、主として財産法に関わる私人の権利義務関係について、その基本原則・制度と民法典の第1編「総則」に定められている私法の共通ルールを学ぶ。ここで扱う内容は、2年次以降に履修する民法諸科目の基礎であるだけでなく、商法その他の私法科目や行政法等の理解にも欠かせないものである。

2. 授業の到達目標

①日本の法制度全体における民法の位置とその構造を理解し、2年次以降の学修を見据えて、私法に関する学習の基礎を構築したい。

②より具体的には、民法の構成、成り立ち、および民法に見られる私法の諸原理、法律行為と意思表示、権利主体である人、権利能力・意思能力・行為能力、代理、時効等について基礎的な理解を得たい。

3. 成績評価の方法および基準

LMSを利用した期末試験により(100%)評価する。試験の詳細は授業中に確認する。

4. 教科書・参考文献

教科書

『民法入門・総則』第5版(有斐閣ブックス エッセンシャル民法) 有斐閣

5. 準備学修の内容

授業で適宜配布する演習問題を確実に解けるように復習すること。演習問題はLMSにもアップロードするので、繰り返し解くことが望ましい。わからないことがあれば、教科書を参照することはもとより、担当教員に遠慮なく質問してもらいたい。

6. その他履修上の注意事項

①テキストと六法を持参して出席すること。

②民法は、法学部生にとって必修科目であり、重要な基礎科目でもある。出席しないと理解できない内容を多く含むので、出席を怠らないようにしたい。

7. 授業内容

【第1回】	オリエンテーション 法律行為と意思表示
【第2回】	不完全な意思表示(1) 心裡留保・虚偽表示
【第3回】	不完全な意思表示(2) 虚偽表示における第三者保護
【第4回】	不完全な意思表示(3) 錯誤
【第5回】	不完全な意思表示(4) 詐欺・強迫
【第6回】	法律行為の無効原因 強行規定・任意規定 取締法規
【第7回】	公序良俗 無効と取消し
【第8回】	取消権の行使と取消しの効力
【第9回】	条件と期限
【第10回】	代理(1)
【第11回】	代理(2)
【第12回】	無権代理と相手方の保護 表見代理(1)
【第13回】	表見代理(2)
【第14回】	時効
【第15回】	まとめ